

名張市任期付職員採用選考受験案内 (調理員)

令和7年12月25日

次のとおり、名張市任期付職員の採用選考を実施します。

1 募集職種、受験資格

(1) 次の受験資格を有する方

募集職種	採用予定人數	主な職務内容	受験資格 (次の要件に該当する人)
調理員	2名	名張市立小学校及び市立保育所における給食調理及び運搬、食材等の管理・発注、書類作成等の業務	① 調理師免許又は栄養士免許を有する人 (令和8年3月31日までに免許取得見込みの人を含む。) ② 令和8年4月1日以降に学生でない人

申込方法：専用ページからエントリーしてください。(P2~3参照)

登録用URL：<https://public-connect.jp/employer/21618>



※ 郵送及び持参による受付は有りませんので、必ずインターネットで申し込んでください。

※ 昨年度までの申込方法から変更されていますので、試験案内を熟読のうえお申し込みください。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 (3年間)

3 受験申込手続及び受付期間

(1) 申込方法

1. インターネット (パブリックコネクト) からお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

申し込み送信後すぐに、「エントリー完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。

下記の専用サイト (パブリックコネクト) へアクセスし、会員登録を行ってください。

パブリックコネクト登録用URL : <https://public-connect.jp/employer/21618>



2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリー

① マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴 (これまでの職歴全て)・学歴等を登録。

※ 学部名・自己PR欄は任意になっていますが、必ず入力してください。

② プロフィール編集後、受験する採用試験のページへ進み、エントリーしてください。

③ 顔写真データをアップロードしてください (直近3カ月以内に撮影した脱帽、正面向きの画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。 (縦:横=4:3)

④ 試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず該当箇所にご入力ください。

⑤ 申込みは1回のみです。重複申込の場合は、最初に入力した内容が対象となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。

3. 「エントリー完了」の通知メールが届いていない場合は、申し込みができない可能性があります。パブリックコネクトへログインし、マイページ→エントリー一覧よりエントリーされているかご確認ください。不明点があればパブリックコネクトのお問い合わせページよりお問い合わせください。

お問い合わせページ : <https://share.hsforms.com/1vKM3HZ9dSTqQ6p7JdNaDHgcy4qt>

（2）受付期間

令和7年12月25日（木曜日）から令和8年1月16日（金曜日）午後5時15分受信分まで
なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

（3）注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
- ・「@public-connect.jp」及び「saiyou@city.nabari.lg.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線の障害等により、名張市などからのメールが受信できず、申し込みできない場合があります。これらの場合で受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなつても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- ・試験案内通知につきましては、1月21日（水曜日）までにメールにて送信を予定しています。なお、試験案内通知が届かない場合は、必ず1月23日（金曜日）までに職員試験委員事務局まで連絡してください。
- ・外国籍の受験生の方は後日担当より、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類の提出依頼の連絡を行います。

4 選考日時、会場及び選考方法等

(1) 日 時 令和8年2月1日（日曜日）

※ 日時の詳細については、試験案内通知送付の際にお知らせします。

※ 暴風雪・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 会 場 名張市鴻之台1番町1番地 名張市役所

※ 受験者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目 個人面接、エントリーシート審査

※ エントリーシートは、受験申込時に入力いただいたものを使用いたします。

5 選考結果発表

令和8年2月中旬に合否を申込者全員に郵送により通知を予定しています。

6 勤務条件及び勤務形態等

(1) 勤務時間 週38時間45分

(2) 給与 給料 200, 300円（令和7年12月25日現在）

※ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条における給料表1級を適用します。ただし、業務実績、経験等を勘案し、その他の級を適用する場合があります。

諸手当 地域手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、退職手当等

(3) 休暇等 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は15日）あります。また、任期の定めのない職員（正規職員）と同様に条例に基づき特別休暇等が取得できます。（特別休暇の例：夏季休暇、結婚休暇、子の看護休暇、忌引休暇等）

(4) 福利厚生等 三重県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入します。

（雇用保険は適用除外となります。）

7 業務について

名張市の給食は、各小学校や保育所の給食室で、朝届いた食材を使用し、給食調理員が手作りで調理しています。安心・安全な給食を提供するために、衛生管理の徹底に努め、食物アレルギー対応を実施し、原因食物の完全除去対応を原則としています。また、名張産の旬の食材や地場産物を給食に取り入れ、地産地消を推進するとともに、給食を通じて、食に関する指導を行うなど、食育を進めています。

8 注意事項

- (1) 合格者には、採用意思確認書、健康診断書等の書類を提出していただきます。その後、関係書類を確認のうえ採用決定を行います。
- (2) 受験資格がないこと又は申込書等記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格及び採用を取り消すことがあります。
- (3) 任期付職員は、地方公務員として営利企業等への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、一定の条件を満たし許可された場合を除き、採用日以降任用期間満了まで他の仕事（兼業）ができませんのでご注意ください。
- (4) 採用後は、市内の小学校又は保育所に配属され、主な職務内容（P. 1）に基づく業務に従事します。なお、市の業務状況に応じ、上記以外の業務（選挙事務、イベント対応などを含む。）にも従事いただきます。
- (5) 勤務日は、月曜日から金曜日が基本となりますが、勤務場所や業務に応じて、土曜日、日曜日、祝日に勤務となる場合があります。
- (6) 受験に際して取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 その他

◎この試験に関する問い合わせ先

職員試験委員会事務局（名張市役所 総務部 人事研修室内）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7315 FAX 0595-64-2560

E-mail saiyou@city.nabari.lg.jp HP <https://www.city.nabari.lg.jp>

外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。